

区長報告第十九号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和五年十月三十日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和五年十一月二十九日

港区長 武井雅昭

記

令和五年三月十日議決を得た工事請負契約（港区立御田小学校仮校舎整備に伴う機械設備工事）の契約金額「三億二千二百八十五万円」を「三億三千五百五十六万六千円」に変更する。